

TCフォーラム研究報告2021年6号(2021年6月)

©石村耕治

TCフォーラム研究報告2021年6号(2021年6月)

Gender and Tax Justice/Taxation and Gender Equality

《性差別課税と納税者の権利》

問われるタンポン課税と納税者の権利

～世界の動向と米のタンポン課税違憲訴訟を探る

石村耕治

(TCフォーラム共同代表・白鷗大学名誉教授)

《内容目次》

●はじめに～性差別課税と納税者の権利

◆「タンポン課税」とは何か

◆消費課税におけるタンポン課税の所在

◆タンポン課税見直しをめぐるグローバルな動きを探る

1 アメリカでの動き

2 世界の動き

◆アメリカにおけるタンポン課税見直しの展開

1 ニューヨーク州でのタンポン課税違憲訴訟と議会での課税撤廃の動き

(1) ニューヨーク市議会の動き

(2) タンポン課税違憲訴訟の提起

(3) NY州議会でのタンポン課税廃止への対応

2 フロリダ州でのタンポン課税違憲訴訟と州議会での課税撤廃の動き

(1) タンポン課税違憲訴訟の提起

(2) 州議会でのタンポン課税撤廃の動き

3 カリフォルニア州でのタンポン課税違憲訴訟と州議会での課税見直しの動き

(1) タンポン課税違憲訴訟

(2) 難産だった加州のタンポン課税非課税措置

①加州の立法プロセスを勉強する

②州や地方団体の「予算」とは何か

③加州議会に提出されたタンポン課税非課税関連法案を読む

④上院法案 92号(SB92)の分析

⑤2つの法案の「立法目的」を比べる

- ⑥アメリカの租税立法違憲訴訟の類型
- ⑦タンポン課税違憲訴訟の実際
- ⑧予算法の縛りと女性権利擁護運動のはざま
- むすびにかえて～わが国で問われるタンポン課税への対応

●はじめに～性差別課税と納税者の権利

近年、税の世界でも、「ジェンダー(gender)」という言葉が、さまざまな場面で出てくる。このジェンダーという言葉は、生物学的な側面を指すセックス(sex)と区別し、社会・文化的な側面を指す概念として、使われている。つまり、「生物学的な性(sex)」と「社会的な性(gender)」との区別する意味で使われる¹。もっとも、こうした区別にくみするのには消極的な意見もある。

また、さまざまな論文を読むと、「ジェンダーイクオリティ(gender equality)」と「ジェンダーエクイティ(gender equity)」という言葉が出てくる。双方の違いを意識して論文を書いているのかどうか定かではないものも少なくない。この点について、国連教育科学文化機関(UNESCO= United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)は、次のように定義する²。

「性の平等/ジェンダーイクオリティ(gender equality)」とは、男と女は同等という意味ではなく、権利、義務や機会は、男性または女性として生まれたどうかによるのではないということの意味する。「性の公平/ジェンダーエクイティ(gender equity/gender parity)」とは、それぞれの特性に応じて、男性と女性とを公正(fairness)に取り扱うということの意味する。

ちなみに、法律分野では、「エクイティ(equity)」の言葉は、コモンロー(common law)との対比において、「衡平法」とも邦訳される。

わが国では、政府広報などでは一般に、「性の平等/ジェンダーイクオリティ(gender equality)」は、「男女共同参画」と邦訳されている。しかし、今日、「gender equality」は、「男性(man)」と「女性(woman)」に加え、「同性(same sex)」も含めて考える必要がある。「性の平等」、「両性・同性の共同参画」という邦訳の方が正鵠を射っているのではないか。

「課税の公平(fairness of taxation/tax fairness)」、「課税の中立性(neutrality of taxation/tax neutrality)」などを問う「タックスジャスティス(tax justice/租税正義)」論³が、わが国でも盛んである。しかし、議論は久しく、「ジェンダー」論を捨

¹ [Gender Equity Vs. Gender Equality: What's the Distinction? \(pipelineequity.com\)](http://pipelineequity.com)

² [Gender equality and equity: a summary review of UNESCO's accomplishments since the Fourth World Conference on Women, Beijing 1995 - UNESCO Digital Library](http://unesco.org)

³ 租税正義(tax justice)は、広義の社会正義(social justice)の一部とされる。ここで

象した形で進められてきたように見える。この背景には、租税論や租税法が長く、「男の学問 (male-dominated science) 」あるいは「性差別に盲目的な学問 (gender-blind sexism science) 」として存在してきたこともある。

近年、「課税における性の平等 (gender equality of taxation) 」や「課税における性の公平 (gender equity of taxation) 」を求める動きは世界的な広がりを見せている。国連 (UN)⁴ や国際協力開発機構 (OECD)⁵ をはじめとした多くの国際機関や欧州連合 (EU) や北米 (アメリカ/カナダ) はもちろんのこと、途上国 (up-coming countries) にも広く及んでいる。この背景には、「性の平等または公平は基本的人権 (Gender equality or gender equity is a fundamental human right) 」という認識のグローバルな高まりがある。伝統的な子女控除 (child tax credit) や配偶者控除 (spouse exemption)、夫婦合算申 (joint return) が問われている。勤労所得税額控除 (EITC=earned income tax credit) やコロナ禍緊急経済財政対策なども問われている。これまで当然とされてきた租税政策や課税取扱いが、ジェンダーの平等、ジェンダーの公平、ジェンダー中立性 (gender neutrality) の面から洗い直しが求められている。

性差別 (gender discrimination/sexism)、セックス (sex) ないしジェンダー (gender) に基づく差別課税 (discriminatory taxation)、不公平な課税 (unfair taxation) をジャブジャブ洗濯する作業が世界規模で進められている。とりわけ、先進各国では、LGBT (レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー) に対する差別的な各種税制や課税取扱いが頻繁に議論されている。同性婚 (same sex marriage) を法認する国も増えている。これに伴い、同性配偶者 (same sex spouse) に対する税制や課税取扱いについて、行政や立法段階での見直しが進んでいる。司法による解決を求める動きも活発化している。

近年、女性差別の税制または課税取扱いとして見直しのターゲットとされているのが、「タンポン課税 (tampon tax) 」や「ピンク課税 (pink tax) 」である。タンポン課税、すなわち女性の生理衛生用品などに対する消費課税が、性差別につながることを理由に問題視されているのである。アメリカでは違憲訴訟にまで至っている。一方、ピンク課税、すなわち女性用化粧品などが、概して高価格であることから、価格差が女性に対する性差別課税と同じであるという論理に基づき問題視されているのである。物品やサービスに対する男女間の価格差別を禁止する立法、つまり「性差別税廃止

は、政治哲学 (theories of justice) 上の課題について深く探求しない。「tax justice」は多義的な概念である。分析手法も多岐にわたる。一例として、See, Joseph M. Dodge, “Theories of Tax Justice: Ruminations on the Benefit, Partnership, and Ability-to-pay Principles,” 58 Tax L. Rev. 399 (2005). なお、筆者は、必ずしもドッジ理論にくみするものではない。

⁴ [European Institute for Gender Equality | European Institute for Gender Equality \(europa.eu\)](https://www.europeaninstitute.org/)

⁵ [Gender \(in\)equality - OECD](https://www.oecd.org/gender/)

法(Gender Tax Repeal Act)』ないし「ピンク課税廃止法(Pink Tax Repeal Act)」制定で格差解消をめざす動きが高まりをみせている。加えて、同性婚(same-sex marriage)をめぐる課税の動きも目が離せない。

こうした世界の流れを視野に入れば、わが国でも、性差別課税、不公平税制の典型とされる「タンポン課税」の問題に向き合っていくことは理にかなう。そこで、世界の動向とアメリカでの裁判(法廷)闘争の動きに焦点をあてて、検証してみる。

◆「タンポン課税」とは何か

「タンポン」とは、さまざまな女性用生理衛生用品(タンポン、パンティライナー、生理用スポンジ、生理用ナプキンなど。以下「タンポン物品」、「生理衛生用品」、「生理用品」ともいう。)をさす。「タンポン課税(tampon tax)」とは、こうしたタンポン物品/生理衛生用品に対する消費課税をさす。個別の税目としても「タンポン税」があるわけではない。

タンポン課税は、女性をターゲットとした性差別課税、不公平税制にあたるかどうかグローバルに問われている。

わが国や EU 加盟国をはじめとして多くの諸国では、国レベルで多段階(multi-stage)の付加価値税(VAT/GST)を導入している。これに対して、アメリカの場合、連邦(国)レベルでの付加価値税(VAT/GST)を導入していない。消費課税は一般に、単段階(single-stage)の売上税(使用税を含む。以下、使用税を含む意味で、たんに「売上税」ともいう。)の形で州や地方団体⁶レベルで導入している⁷。このことから、タンポン課税問題を比較点検する場合には、国税として付加価値税の形で消費課税を導入している国と、消費課税を州・地方団体レベルで導入して国があることを認識しておくことが大事である。

タンポン課税は性差別的であると認識することに慎重な姿勢を崩さない国もある。政治家や税研究者などについても同じことがいえる。

オバマ(Barack Obama)元米大統領は、現職時代に、「なぜいまだタンポン課税が存在するのか」の問いに答えを探るヒントを投げかけた。「売上税法を仕上げる議会

⁶ 「地方団体(localities)」とは、カウンティ(郡)、シティ(市)、タウン(町)のような、州(state)内にある団体をさす。

⁷ 2021年6月現在、売上税を導入していない州は、次の5州である。アラスカ(ただし、地方団体のみ)、オレゴン、モンタナ、デラウェア、ニューハンプシャーである。See, Tonya Moreno, "The Five U.S. States Without Sales Tax," The Balance (as of March 12, 2021). <https://www.thebalance.com/states-without-a-sales-tax-3193305>
なお、邦文での分析として詳しくは、拙論『アメリカの州売上税法の構造(上)・(中)・(下)』税理32巻2号・6号・7号、拙稿「アメリカの売上税法の研究(上)・(下)」朝日法学論集2号・3号参照。

が生理を体験できない男たちに支配されているからではないか」と⁸。カリフォルニア州(以下「加州」ともいう。)のニューサム知事(Governor Gavin Newsom)は、当初、女性の生理について公言することにためらいがあった、と吐露している。リベラルな民主党支持者の多いブルーステート(blue state)の1つである加州の若手の知事(1967年生れ)でさえこのような認識なわけである。その後、ニューサム知事は、認識不足を反省し、タンポン課税撤廃立法に向けて動くことになる。そして、迷走し遅々として進行しなかった加州での課税撤廃立法への道を拓いた⁹。

◆消費課税におけるタンポン課税の所在

タンポン課税は、女性が避けようのない生理(feminine hygiene is not a choice)用必需品であるタンポン物品の消費を課税対象にすることになる。わが国の場合、付加価値税を、消費税の名称で、国税として導入している。このことから、わが国のコンテキストでタンポン課税を議論する場合には、消費税の課税対象および課税対象外となる取引の基本的な構図を確認しておく必要がある。簡潔に図説すると、次のとおりである。

タンポン物品は、世界の人口の半数を占める女性が、毎月おおよそ1週間、30年間程度の使用が不可欠となる。女性1人あたり一生涯でおおよそ12,000タンポン物品を消費することになる¹⁰。

タンポン課税をめぐる納税者運動では、こうした女性が逃れられない理由に配慮せずに課税することは、制度的な性差別的課税(tampon tax is systematic discrimination against women and girls)の典型であると主張する。

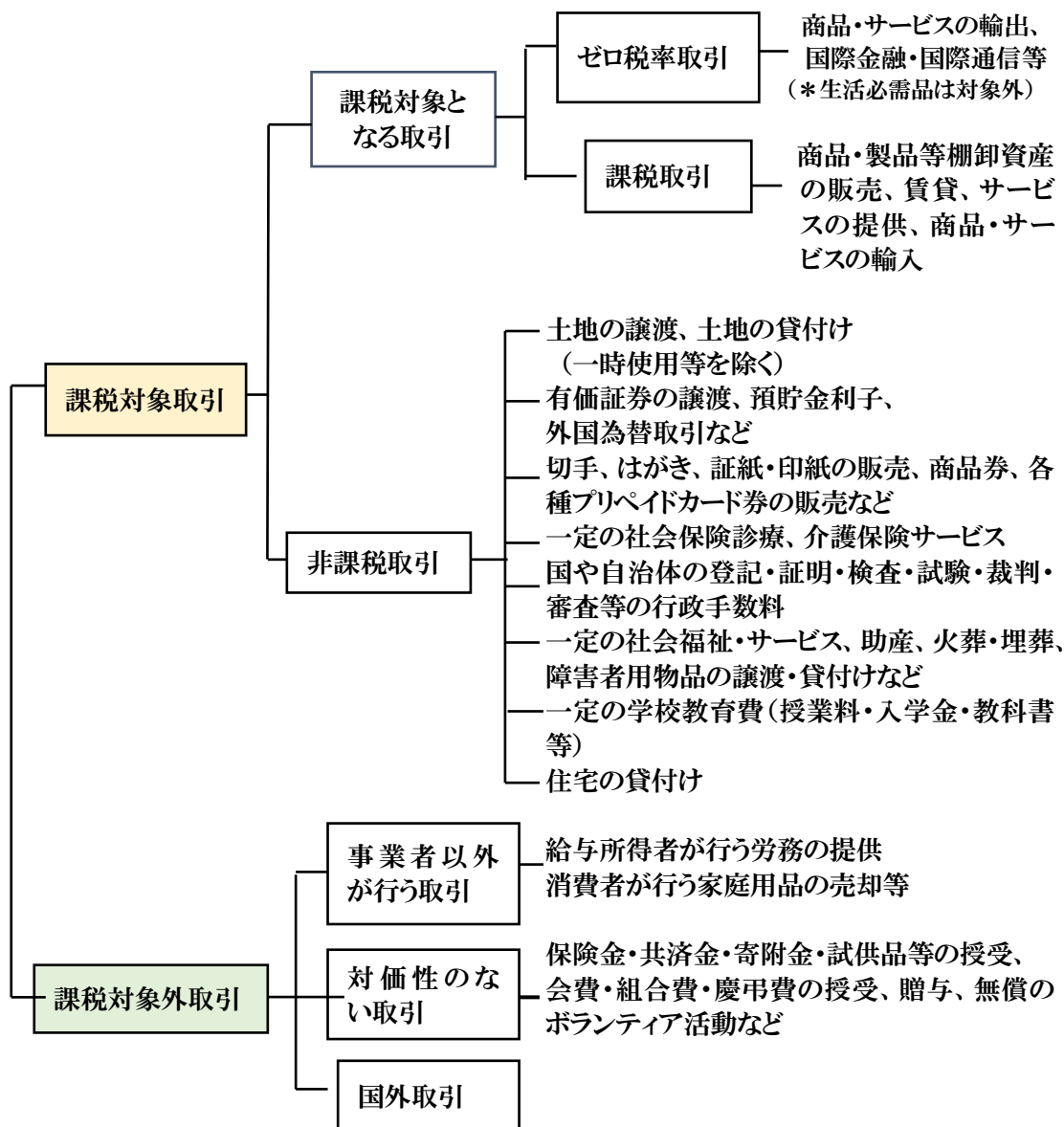
社会政策的な観点から、助産、火葬・埋葬、障害者用物品の譲渡・貸付けなどと同様に、タンポン物品を、消費課税上、非課税取引、あるいは国内ゼロ税率(domestic zero-rate)とするように求める。少なくとも、飲食料品と同様の課税取扱い(軽減税率課税)とすべきであるとする声もある。

⁸ See, Katherine Curtiss, “Obama takes on the tampon tax,” Global Citizen (Jan. 19, 2016). Obama [in a YouTube interview](https://www.globalcitizen.org/de/content/obama-speaks-out-about-the-tampon-tax/)

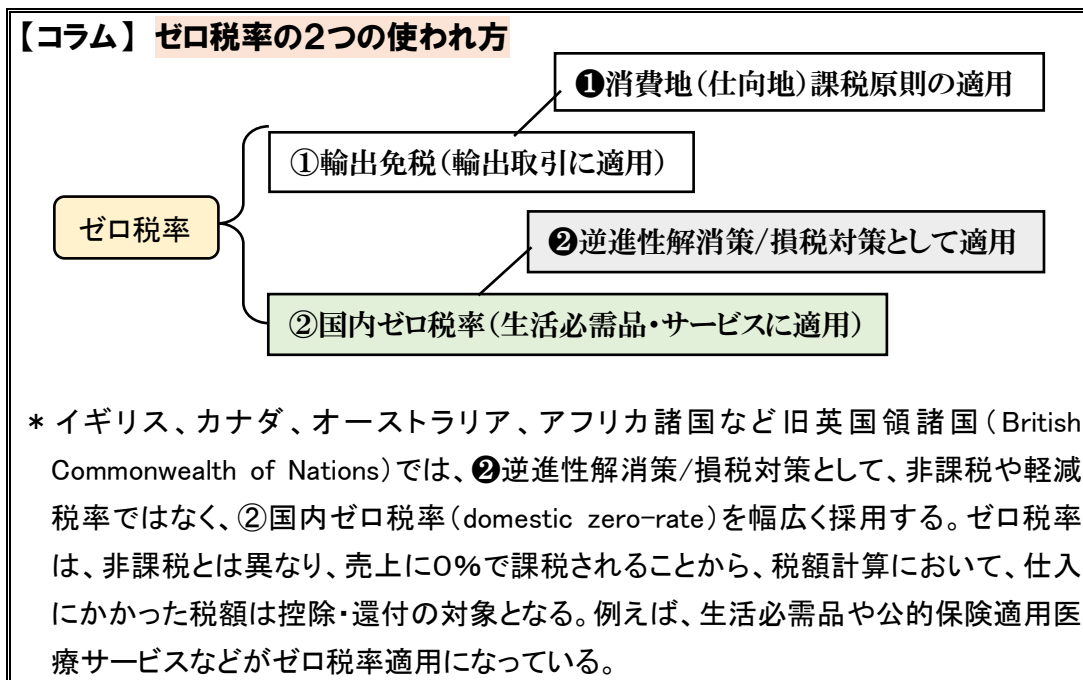
⁹ See, Kathleen Ronayne, “California governor wants to end tax on tampons, diapers,” AP (May 8, 2019).

¹⁰ See, Susan Dudley *et al.*, “Tampon Safety,” National Center for Health Research (last visited <https://www.center4research.org/tampon-safety/>)

【図表 1】わが国での消費税の課税対象・対象外取引の類型



今日、タンポン課税は性差別的であると認識する国が確実に増えてきている。こうした国であっても、具体的な対応策は異なる。一般に、消費課税として付加価値税(VAT/GST)や個別消費税(excise)を導入する諸国においては、タンポン物品を非課税取引とすることで対応する例が多い。また、課税取引とするにしても複数税率を敷いている場合には軽減税率の対象とする例もある。加えて、ゼロ税率(domestic zero-rate)を導入している場合には、その対象としている例もある。(*わが国では、輸出免税のみで、税収減を嫌う財政当局の考えが一人歩きし、政府内での一連の税制論議において、国内ゼロ税率[適用対象は生活必需品・サービス]の導入の議論自体が意図的にシャットアウトされている。)一方、州レベルで売上税の形で消費課税を導入するアメリカなどでは、タンポン物品を非課税取引とすることで対応してきている。



◆タンポン課税見直しをめぐるグローバルな動きを探る

1 アメリカでの動き

アメリカで、消費課税は、一般に州(および地方団体)が、単段階の売上税 (single stage sales tax) の形で導入している。タンポン課税がスポットライトを浴びたのは2015年にいたってからのことである。それ以前は、タンポン物品に課税していなかったのは、おおよそ10州であった¹¹。売上税自体を導入していないこと、または売上税上、医療物品などの取引を非課税取引としていたことが理由である。その後、イリノイ州(IL)、コネチカット州(CT)およびワシントン D.C.が、売上税上タンポン物品を非課税取引とする州税法改正を行った。2016年に、ニューヨーク州(NY)、フロリダ州(FL)およびオハイオ州(OH)において、タンポン物品に課税するのは、連邦憲法修正14条[法の平等保護(equal protection clause)]や州憲法に規定する同様の条項に違反するとして、違憲訴訟を提起した。この訴訟を受けて、これらの州ではその後3年以内に、タンポン物品に対する非課税措置が実現した。2018年に、ネバダ州(NV)が住民投票でタンポン物品に対する非課税措置を講じることを決めた。市民団体「ピリオドイクオリティ(Period Equality)」は、「生理期間、無税(Tax Free. Period)」をキャッチに、「生理の貧困の解消(End Period Poverty)」、「血税(Tax on Blood)」の撤廃

¹¹ See, Olivia Harrison “Does Your State Still Have a Tampon Tax?”, “Refinery 29 (Nov. 20, 2019).

を求めて女性の権利擁護運動を展開している¹²。諸州の政府に対して、女性の生理物品/生理衛生用品の無償配布やこれら物品に課税をしないように働きかけを行っている。2021年現在、CT、FL、IL、OH、NV、NY、RI(ロードアイランド州)、UT(ユタ州)、VT(バーモント州)、WA(ワシントン州)、カリフォルニア州(CA)がタンポン課税を廃止または廃止を決めている。

2 世界の動き

タンポン課税の見直しに慎重は姿勢を崩さない国がある。その一方で、出遅れを懸念する国も多くなってきている。女性の人権をむしばむ課税として見直しを急ぐ世界的な輪が広がっている。タンポン課税見直しのグローバルな動きをおおまかにまとめてみると、次のとおりである。

【図表 2】世界のタンポン課税見直しの主な動き

- ・ **2004年** ケニア(Kenya)では、生理物品に対する国レベルの売上税を非課税とした¹³。その後、2011年に、生理物品に対する関税を撤廃した¹⁴。
- ・ **2015年** カナダでは、連邦議会は、多くの国民からのオンライン請願を受けて、生理物品への付加価値税(GST/HST)をゼロ税率(domestic zero-rate)で課税することにした¹⁵。しかし、生理物品に対する関税を撤廃していない¹⁶。
- ・ **2015年** フランスは、久しく生理物品をぜいたく品に分類し20%で付加価値税を課してきた。しかし、議会は、女性権利擁護団体の求めに応じて、2015年12月から生活必需品に分類替えし、5.5%で課税することにした¹⁷。
- ・ **2018年** コロンビアでは、憲法裁判所が、ジェンダーの平等の観点から生理物品に対する5%の消費課税を違憲とする判断を下した¹⁸。
- ・ **2019年** オーストラリアは、連邦付加価値税(GST)において、生活必需品等に対して国内ゼロ税率(domestic zero-rate)を適用してきた。しかし、コンドームは生活必需品に分類されているのに対して、生理物品は生活必需品に分

¹² [Period Equity](#)

¹³ See, Hallett, “What Kenya Can Teach the U.S. About Menstrual Pads,” NPR (May 10, 2016).

¹⁴ See, Gina Reiss Wilchins, “Kenya & Menstrual Equality: What You Didn’t Know,” Huffpost (Mar.29, 2017).

¹⁵ See, Government of Canada, Notice of Ways and Means Motion Concerning GST/HST and Feminine Hygiene Products (May 28, 2015).

¹⁶ See, Mike Moffatt, “The ‘tampon tax’ is gone, but the ‘tampon tariff’ lives on,” MACLEAN’S (June 10, 2015)

¹⁷ Joe Stone, “French parliament votes to cut ‘tampon tax’ VAT on women’s sanitary products” Independent (Dec. 15,2015).

¹⁸ [Colombian Constitutional Court Finds VAT on Sanitary Towels is Unconstitutional — Orbitax News](#)

類されていないことで、久しく 10%で課税されてきた。しかし、18 年間の市民運動を経て、2019 年 1 月 1 日以降、ゼロ税率が適用された¹⁹。

- ・ **2020 年** ドイツでは、久しく生理物品をぜいたく品に分類し 19%で付加価値税 (Umsatzsteuer) を課してきた。しかし、連邦議会は、2020 年 1 月 22 日から生活必需品に分類替えし、7%で課税することにした(法 12 条)²⁰。
- ・ **2021 年** イギリスでは、2020 年末まで生理物品はぜいたく品に分類され、5%の付加価値税 (VAT=Value Added Tax) が課税されていた。女性権利擁護団体の「ストップ・タクシング・ピリオズ (Stop Taxing Periods)」キャンペーンのもと、20 年以上にもわたる粘り強いタンポン課税撤廃運動が続けられてきた。それが、イギリスの EU 離脱で、EU 付加価値税の縛りがなくなり、イングランド議会が、2021 年 1 月 1 日からタンポン課税を撤廃した²¹。

EU の付加価値税指令 (EU VAT Directive)²²は、加盟国に対して衛生用品の最低でも 5%でも (最高税率 15%～最低税率 5%) 課税するように求めている(98 条関係別表 III(3))。この指令の縛りを受けて、EU 加盟各国は、原則として、国内税法でタンポン物品を非課税とすること、ないし国内ゼロ税率 (domestic zero-rate) を適用することは認められていない。ただし、アイルランドは、同国の付加価値税法で、タンポン物品に対するゼロ税率を適用している。これは、グランドファーザー条項【その課税取扱いが EU の VAT 指令の制定以前に存在していたことを理由にその継続を認める例外】の適用があるからである。

【コラム】 EU の指令 (directive) と規則 (regulation) とはどう違う

EU の「指令 (directive)」は、加盟国政府に対して直接的な法的拘束力があるが、企業や個人には直接適用されない。個々の加盟国に効力を及ぼすには、加盟国の国内立法が必要である (EU 条約 249 条 3 項・10 条 1 項)。すなわち、一定期間内 (EU 官報掲載後 3 年以内) に加盟国の国内法に置き換えられなければならない。加盟

¹⁹ See, Janet Rice, “Tampon tax scrapped in Australia after 18-year controversy,” BBC News (3 Oct. 2018). なお、オーストラリアの国内ゼロ税率についてわかりやすい説明としては、石村耕治編『現代税法入門塾 (第 10 版)』(清文社、2020 年) 257 頁以下参照。

²⁰ See, Joe McCarthy, “Germany Reclassifies Tampons as 'Necessary' Instead of a 'Luxury'”, Global Citizen (Nov. 13, 2019).

²¹ [Tampon tax abolished from today - GOV.UK \(www.gov.uk\)](https://www.gov.uk/government/news/tampon-tax-abolished-from-today); House of Commons, UK Parliament VAT on sanitary protection (11 March 2021) <https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn01128/>

²² 付加価値税の共通システムに関する 2006 年 11 月 28 日付理事会指令 2006/112/EC (VAT 指令) (Council Directive 2006/112/EC of 28 November 2006 on the common system of value added tax)

国には一定の範囲内で立法裁量がある。これに対して、EU の「規則 (regulation)」は、加盟国の国内法に優先して、加盟国の政府や企業、個人に直接適用される。すなわち、加盟国の政府等を直接的に拘束する。このため、加盟国の国内立法は不要である。

イギリスは、EU 離脱 (Brexit) 後、EU の付加価値税指令の縛りがなくなり、タンポン物品をゼロ税率適用対象に見直すことができた。これで、実質的にタンポン物品消費者の税負担をなしにできた。フランスは、EU 付加価値税指令の縛り (最高税率 15% ~ 最低税率 5%) があることから、タンポン物品に対する付加価値税を最低税率に近い 5.5% に引き下げた。ドイツも、タンポン物品に対する付加価値税率を最低税率の 5% に引き下げた。仏独など加盟国政府筋からは、EU 付加価値税指令自体を見直さなければイギリスには続けないという本音も見え隠れする。

アフリカ諸国でも、イギリス税法の伝統を継受する諸国では次々と、タンポン物品をゼロ税率適用対象とする見直しをすすめている。

◆アメリカにおけるタンポン課税見直しの展開

アメリカにおいて、女性が 1 人あたり生涯に支出するタンポン関連負担は、平均で 18,171 ドル (税抜) に上るとの計算が示されている。この計算に基づくと、女性は、この消費額に諸州の売上税率 (州 + 地方団体: 2.9% ~ 7.25%²³) で租税負担を求められることになる²⁴。

タンポン課税違憲訴訟は、売上税の負担額の多寡を争点とするものではない。女性が使用するタンポン物品に対する課税は、女性をターゲットとした性差別的課税に当たり、連邦憲法修正 14 条 [法の平等保護 (equal protection clause)] や州憲法に規定する同様の条項に違反するかどうかを問うものである。

また、アメリカでは、多くの州で、住民によるタンポン課税違憲訴訟、裁判 (法廷) 闘争を受けて、州議会が、タンポン課税撤廃のための税法改正に動いている。

以下に、ニューヨーク州 (NY 州)、フロリダ州、そしてカリフォルニア州 (加州) を取り上げて、タンポン課税をめぐる裁判 (法廷) 闘争と州議会 (立法府) の対応状況を紹介する。

²³ See, e.g., Jared Walczak & Scott Drenkard, “Tax Found, State and Local Sales Tax Rate (Tax Foundation, 2018). <https://taxfoundation.org/state-and-local-sales-tax-rates-2018/>

²⁴ See, Jessica, Kane, “Here’s How Much A Women’s Period Will Cost Her Over A Lifetime,” HUFFPOST (Dec. 6, 2017).

1 ニューヨーク州でのタンポン課税違憲訴訟と議会での課税撤廃の動き

全米の各種女性権利擁護団体は、かねてから「生理の貧困の解消(End Period Poverty)」に向けて積極的なキャンペーンを展開している。納税者団体とスクラムを組み、タンポン課税は性差別課税であり、人権侵害、憲法違反であるとして、その廃止を声高に主張してきている。雑誌『コスモポリタン(Cosmopolitan)』も、こうしたキャンペーンをバックアップしてきている。

隣国カナダでは、2015年に、女性権利擁護団体などによるオンライン請願が連邦政府を動かし、タンポン課税の撤廃にこぎつけた。

(1) ニューヨーク市議会の動き

この知らせは、ニューヨーカーを勇気づけた。ニューヨーク(NY)市内の女性権利擁護団体などは、ニューヨーク市議会(New York City Council、以下「NY市議会」という。)議員に対し、「生理の貧困」解消のための生理用品の無償配布と課税撤廃を働きかけた。2016年3月22日に、NY市議会には、市当局に生理用品の無償配布を義務付けるため、次のような3本の法案(NY州行政法典改正法案)と、1本の決議案が提出された。決議案は、市議会が、州議会と州知事に生理用品に対する州と州内の地方団体の売上税や使用税²⁵(以下、双方を一括して「売上税」ともいう。)を非課税とする税法改正を行うように求めるものである。

【図表3】NY市議会に提出・成立した法案および決議案

①	市刑務所収監者への無償の生理用品の備付義務付け法案	(2016年法案1122-A号) ²⁶	2016年3月22日提出、2016年7月13日成立
②	ホームレスシェルター(temporary shelters)への無償の生理用品の備付義務付け法案	(2016年法案1123-A号) ²⁷	2016年3月22日提出、2016年7月13日成立
③	学校への無償の生理用品の備付義務付け法案	(2016年法案1128-A号) ²⁸	

²⁵ 売上税(sales tax)は州内で物品を販売する際に課税されるが、州際取引については課税が免除される。代わりに物品の移出先の州で使用税(use tax)が課税される。例えば、ニューヨーク州(NY州)に居住する最終消費者Nが、パソコン(PC)をカリフォルニア州(加州)内に拠点を置くC社からオンラインで購入したとする。この場合、Nは、加州では売上税を免除されるが、代わりにNY州で使用税を納める義務が生じる。税法上は、加州のC社がNY州で事業を営んだことになり、C社は消費者から使用税を徴収する義務を負う。Nは支払い時にはPC代金とNY州の使用税を支払う。原則として、使用税は売上税と同率である。使用税は、売上税の補完税である。

²⁶ A Local Law to amend the administrative code of the city of New York, in relation to requiring that the department of correction issue feminine hygiene products to inmates

²⁷ A Local Law to amend the administrative code of the city of New York, in relation to the provision of feminine hygiene products

²⁸ A Local Law to amend the administrative code of the city of New York, in relation to

2016年3月22日提出、2016年7月13日成立

- ④ **州議会および州知事に生理用品に対する州と州内の地方団体の売上税/使用税を非課税とする税法改正を行うように求める決議案** (2016年決議案1012-A号)²⁹ 2016年3月22日提出・決議

2016年6月、ニューヨーク市のディブラシオ(Bill Di-Blasio)市長は、市刑務所、市内のすべてのホームレスシェルターや公立学校に無償の生理用品を備え付けることを義務付ける市議会が制定した改正法に署名をした³⁰。この法律は、女性が生理用品に平等にアクセスできる権利を保障する全米で最初のものとなった。



● **ディブラシオ市長の法案署名現場となった学校** (public use)

アメリカにおいて、州や地方団体の売上税(sales tax)や使用税(use tax)(以下、使用税を含め、たんに「売上税」ともいう。)は、一般に州税法に基づいて課税されるルールになっている。このことから、NY市議会には、タンポン課税を改廃する立法権限がない。州議会や州知事に勧告することを決議するが過ぎない。女性権利擁護団体は、ニューヨーク州議会を正面から攻めるのもできた。にもかかわらず、NY市議会への攻勢を強めた。

そこには巧みな戦略があった。NY州議会は、保守的な住民が多く住む地域から選出された議員多い。ニューヨーク(NY)市とは大きく異なる。女性権利擁護団体サイドからすれば、リベラルな住民や議員の多いNY市から攻めた方が成果を得やすい。

the provision of feminine hygiene products in schools

²⁹ Resolution acknowledging the passage by the New York State Legislature and calling upon the Governor to sign legislation that amends the Tax Law to exempt feminine hygiene products from all state and local sales taxes.

³⁰ See, Press Release, Office of the Mayor, de Blasio Signs Legislation Increasing Access to Feminine Hygiene Products for Students, Shelter Residents and Inmates (July 13, 2016).

事実、この戦略は成功し、NY 市は全米に先駆けて「生理の貧困」の解消の先鞭をつけた。それと同時に、NY 市議会からタンポン物品への課税撤廃に向けたメッセージを NY 州議会に送ることもできた。まさに、一挙両得であった。

(2)タンポン課税違憲訴訟の提起

女性権利擁護団体は、以前から NY 州議会にタンポン課税廃止に向けて攻勢をかけていた。しかし、州議会での廃止立法は、終着点が見えないまま、なかなか進まなかった。そこで、情勢権利擁護団体は、出口戦略を考えた。闘いの場を司法にも広げることにした。2016年3月3日、NY 州住人である5人の女性グループは、NY 州裁判所に対して、集団代表訴訟(class action)を提起した³¹。このケースは、サイバート 対 NY 州税財政局 (Seibert v. New York State Department of Tax and Finance) 事件と呼ばれる³²。本件において、原告は、NY 州税法が、女性が使用するタンポン物品(女性用衛生用品)に対し4%で売上税や使用税(N.Y. Tax Laws § 1105(a))を課していることを問題にした。この課税は、女性をターゲットとした性差別的課税にあたり、連邦(合衆国)憲法修正 14 条【法の平等保護(equal protection clause)】および NY 州憲法 1 章 11 条【法の平等保護、市民権における差別禁止 (Equal Protection of Laws; Discrimination in Civil Rights Prohibited) 条項に違反する、と訴えた。

■ 連邦憲法修正 14 条・NY 州憲法 1 章 11 条 [仮訳]

◎連邦(合衆国)憲法修正 14 条【市民権、法の適正な過程、平等権】 [1868 年成立]
 [略]いかなる州も、法の適正な過程(due process of law)によらずに、何人からもその生命、自由または財産を奪ってはならない。いかなる州も、その管轄内にある者に対し法の平等な保護を拒んではならない。

◎NY 州憲法 1 章 11 条【法の平等保護、市民権における差別禁止】 [最終改正 2001 年]
 何人も、この州またはこの州の下位団体の法律の平等な保護を拒んではならない。何人も、他の者またはいかなる企業、法人もしくは機関、または、この州もしくはその機関またはこの州の下位団体により、人種、肌の色、信条または宗教を理由に、差別されない。

本件において、原告は、NY 州税法(N.Y. Tax Law § 1115【Exemptions from sales and use taxes】³³が、育毛剤や男性用デオドラントを含む医療用品に対して、売上税

³¹ See, e.g., Handel Destinvil, “New York Residents File Suit to Eliminate the ‘Tampon Tax,’” ABA (March 29, 2016).

³² ちなみに、本件は、原告が、訴訟が途中で取り下げたために、裁判所の正式記録を検索するのは難しい。しかし、本件の概要については、ミシガン大学ロースクール資料が参考になる。<https://www.clearinghouse.net/detail.php?id=15201>

³³ [New York Consolidated Laws, Tax Law - TAX § 1115 | FindLaw](#)

や使用税を非課税としている(New York Codes, Rules and Regulations 528.4【Drugs and medicines; medical equipment and supplies】)点を指摘した。原告は、本訴において、裁判所に対して、NY州税法は違憲である旨の宣言的判決、差止命令および損害賠償を求めた。

これに対して、本件被告である NY 州側は、女性が使用するタンポン物品(女性用衛生用品)は、非課税となる「医療用デバイス(medical devices)」ではなく、「日常の身体機能を維持し、かつ、個人の清潔さを維持する(to control a normal bodily function and to maintain personal cleanliness)」ための課税対象となる用品であると主張した。

この被告側の主張に対して、原告は、連邦食品医薬品局(Food & Drug Administration)が、タンポン物品(女性用衛生用品)を「医療用デバイス(medical devices)」に分類している、と反論した。また、イリノイ州最高裁判所(Supreme Court of Illinois)が、医療用デバイスであるとの判断と下している、との指摘をした。

(3)NY 州議会でのタンポン課税廃止への対応

本件訴訟が提起されてから3か月ほどして、NY 州議会は、タンポン課税の廃止に踏み切った。その手法は、タンポン物品(女性用衛生用品)を「医療用品(medical products)」の分類に挿入するのではなく、タンポン物品(女性用衛生用品)を非課税とする新たな分類(N.Y. Tax Laws § 1115 (a)(3-a))を設けることで解決を図った。改正税法(The bill (A.7555-A/S.7838))は、2016年7月21日にクオモ知事(Governor Andrew M. Cuomo)の署名を得て成立、施行された³⁴。

ちなみに、NY 州税法に追加された売上税・使用税の非課税規定は、次のとおりである。

■ NY 州税法 1115 条【売上税・使用税の非課税】a 項 3-a 号[仮訳]

3-a 号 生理用ナプキン、タンポン、パンティライナー等、女性用衛生用品 (Feminine hygiene products, including, but not limited to, sanitary napkins, tampons and panty liners)
--

この NY 州議会での法改正の動きを受けて、原告は、州裁判所でのタンポン課税違憲訴訟を取り下げた。原告は、タンポン課税撤廃のための法改正が実現しても、訴えの内容を改訂して、損害賠償に限定して訴訟を継続する選択もできた。しかし、原告は、その道を選択しなかった。それは、本件訴訟は、あくまでもタンポン課税撤廃を州議会に立法的な解決を促すための、いわば“呼び水”的な役割を担っていたことが、

34

背景にあったからとみられる。

2 フロリダ州でのタンポン課税違憲訴訟と州議会での課税撤廃の動き

2017年7月6日、フロリダ州で、州内にあるカウンティ裁判所(Leon County Court)に、タンポン課税違憲訴訟が提起された。3月3日にニューヨーク(NY)市にタンポン課税違憲訴訟が提起されてから4か月もたっていない。NY市での動きの国中に与える影響がいかに大きいかはわかる。

(1) タンポン課税違憲訴訟の提起

フロリダ州の訴訟は、非営利の女性権利擁護団体(FLOW=For The Love of Women)を主宰する23歳のタンパ住民、カーリー・ウエンドル(Carlee Wendell)女史が、フロリダ州財政局ほか州の機関などを相手に、集団代表訴訟の形で起こしたものである。FLOWは、従来から、ホームレスシェルターに生理用品を無料配布する運動を展開している。このケースは、ウエンドル対フロリダ州財政局(Wendell v. Florida Department of Revenue)事件と呼ばれる³⁵。

フロリダ州税法³⁶は、課税物品やサービスに対して6%³⁷の税率で売上税/使用税を課している(212.05(1)(a))。その一方で、カゼ薬、軟膏や止血などに使う家庭常備剤(common household remedies)³⁸を含む「医療(Medical)」目的で費消する物品やサービスを幅広く非課税(Exemption)取扱いとしている(212.08(2)[2015])。ところが、もっぱら女性が使用するタンポン物品(女性用衛生用品)を非課税物品にあげていない。原告は、こうした課税取扱いは、女性をターゲットとした性差別的課税にあたり、連邦(合衆国)憲法修正14条[法の平等保護(equal protection clause)]およびフロリダ州憲法1章2条[基本権:法の下での平等保護(Basic rights, equal before the law)条項]に違反する、として訴えた。本件で、原告は、裁判所に対して、フロリダ州税法は違憲である旨の宣言的判決、租税徴収の差止命令および過去の徴収額や訴訟費用や弁護士費用(おおよそ1,500万ドル)の還付を求めた。

³⁵ See, John Romeno, "State laws add to the cost of being a woman in Florida," Tampa Day Times (July 19, 2016). 本件は、フロリダ州議会が立法的解決をはかったことから訴訟プロセスを追跡できる資料が少ない。幸いにも、ネット上に訴状がアップされているので、参考までに照会しておく。本稿でも、この資料を参照した。

<https://www.politico.com/states/f/?id=00000155-db9d-dc66-a3ff-ff9f8cf60000>

³⁶ 正式には、Florida Statutes Title XIV [Taxation & Finance] チャプター212 [売上その他の取引 (Tax on Sales, and Other Transactions)]

³⁷ 売上税は、州6%+カウンティ/郡(カウンティにより異なり、最高で)1.5%が上乘せされる。

³⁸ フロリダ州行政法典(Fla. Admin. Code) R. 12A-1.020(5).

■ フロリダ州憲法1章2条[仮訳]

◎フロリダ州憲法1章2条【基本権】[最終改正2018年]

すべての自然人は、女性か男性かを問わず、法の下で平等であり、かつ不可侵の権利を有する[略]。何人も、人種、宗教、国籍、または身体的障害により、いかなる権利を奪われない。

(2) 州議会でのタンポン課税撤廃の動き

2017年7月3日にタンポン課税違憲訴訟が提起されてから、おおよそ10か月後、フロリダ州議会は、タンポン課税を廃止する改正法案を可決した。2017年5月26日に、リック・スコット州知事(Governor Rick Scott)が署名し、改正法は施行された。2018年2月に、本件を担当したフロリダのカウンティ裁判所は、本件を棄却(dismissed with prejudice)した。

3 カリフォルニア州でのタンポン課税違憲訴訟と州議会での課税見直しの動き

カリフォルニア州(以下「加州」ともいう。)は、物品やサービスに対して売上税(使用税も含む。以下同じ。)を課している。税率は、7.25%³⁹である。その一方で、一定の「生活必需(necessities for life)」の物品やサービスを非課税(exemption)取扱いとしている。例えば、調剤薬、非加工食品、飼料や肥料などは非課税となっている。しかし、もっぱら女性が使用するタンポン物品(女性用衛生用品)は非課税物品にあげられていない。

売上税は、州法に基づいて課税される。税率は、州7.25%である。それに、地方団体の税率0.10%~1.00%が上乘せされる。

州法を改正すれば、タンポン物品(女性用衛生用品)を売上税の非課税物品に追加することができる。



●加州ニューサム知事 (public use)

³⁹ 州7.25%+地方団体0.10%~1.00%が上乘せされる。

カリフォルニア(加州)は、リベラルな民主党支持者の多いブルーステート(blue state)の1つである。現職のギャビン・ニューサム知事(Governor Gavin Newsom)は、民主党所属である。

加州議会は、女性権利擁護団体のタンポン課税撤廃の動きに敏感である。ポピュリズム(大衆迎合)政治の視点からは、課税撤廃を支持したい。そして、タンポン物品を非課税にしたい。しかし、非課税措置の拡大は、実質、減税政策を実施することである。州および州内の地方団体(localities)、つまりカウンティ(郡)やシティ(市)の税収減につながる(減収試算は約 2,000 万ドル)。財政難に苦しむ地方団体の財政をさらに逼迫化させる呼び水にもなりかねない。州法上、州が地方団体の税収減分を補償する仕組みもない。当然、州知事や州議会には、税財政面でのバランス感覚が求められる。加州でタンポン課税撤廃立法がなかなか進まない背景でもあった。

(1)タンポン課税違憲訴訟

2016年に、カリフォルニア州議会には、売上税上、生理衛生用品(sanitary napkins, tampons, menstrual sponges, menstrual cups)を非課税取引にする法案、5年間の時限立法(日切れ法案)として、が提出された。法案は、州議会下院(2016年8月18日)可決および上院(2016年8月23日)で可決した。しかし、当時のブラウン州知事(Governor Brown)が拒否権を発動して審議未了となった。拒否権発動は、2,000万ドルの減収になることと、予算承認後の非課税枠の創設は予算法制上不適切であるというのが理由であった。

ブラウン州知事がタンポン物品非課税法案の拒否権を発動した直後の2016年末の、ニコル・デシモーネ(Nicolle DiSimone)氏 and ステイシー・ソボ(Stacy Sobo)氏の2人の女性がリーダーとなって、加州の売上税などの徴収機関である州衡平化委員会(BOE=Board of Equalization)を相手に、州裁判所(state Superior Court)に対してタンポン税違憲訴訟を、集団代表訴訟(class action)の形で、提起した。このケースは、デシモーネ 対 カリフォルニア(DiSimone v. California)事件[2016年]⁴⁰と呼んでおく。

本件で、原告は、加州のタンポン課税は、連邦(合衆国)憲法修正14条[法の平等保護(equal protection clause)]およびカリフォルニア州憲法1章(権利宣言)7条に規定する「法の下での平等保護(equal protection of laws)」条項に違反する、として訴えた。そして、本件で、原告は、裁判所に対して、カリフォルニア州税法は違憲である旨の宣言的判決、租税徴収の差止命令および過去の徴収額や訴訟費用や弁護士費用(おおよそ1,500万ドル)の還付を求めた。

⁴⁰ なお、本件は判例集未搭載なようで、公式な裁判資料を入手できなかった。本件の経緯については、以下の論文から引用した。 See, Bridget J. Crawford and Emily Gold Waldman, “The Unconstitutional Tampon Tax,” 3 U. Rich. L. Rev. 439 (2019).

■ カルフォルニア憲法1章7条[仮訳]

◎カルフォルニア州憲法1章7条【権利宣言】[最終改正2020年]

人は、法の正当な手続なしに生命、自由、もしくは財産を奪われることはないし、または法の平等な保護を否定されることはない[略]。

本件において、原告は、カリフォルニアのタンポン課税は、差別的であるだけでなく、政府の重要な利益に資するものでもない。また、加州では、生理衛生用品に課税する一方で、バイアグラは医療用必需品の1つとして非課税としている、と指摘した。

当初、原告は、州、州知事に加え、州税の執行を所管する機関である加州平準化委員会(Californian State Board of Equalization/BOE)を相手に、訴えを提起していた。裁判所は、州や州知事は被告適格を有しないとした。また、平準化委員会(BOE)に代えて、加州租税・使用料管理省(CDTFA=California Department of Tax and Fee Administration)を被告とすることを許可した。当事者は、正式な事実審理を経ない判決(summary judgment)を求めた。裁判所は許可した。

裁判所は、原告が求めた過去の生理衛生用品に課した売上税の徴収額について、還付を求めることができる納税者は、加州に納税した小売事業者であるとした。また、個々の小売消費者が州から直接還付を受けられる事例は極めて限定され、本件では、その例にあたらなかった。こうした理由で、裁判所は、本件を棄却した。一方、裁判所は、傍論で、加州のタンポン課税は合憲であるとし、その理由も述べた。

(2) 難産だった加州のタンポン課税非課税措置

カリフォルニア(加州)は、同州で1933年から実施されているタンポン課税撤廃立法を、全米に先駆けて再検討した州の1つである。タンポン課税撤廃法案が、何度か州議会に提出された。最終的には時限法の形で成立にこぎつけたものの、過去には2度頓挫を繰り返した。その背景には、州議会が、州憲法で歳出歳入均等予算(balanced budget)を組み、法律として成立させることを義務付けられていることなどの要因があった⁴¹。非課税措置とこれらの要因とを両立させる道しるべを探し出せなかったのである。

①加州の立法プロセスを勉強する

次に、加州議会(California State Legislature)が、タンポン課税撤廃立法をする場合の足かせともなりうる予算法(budget act)制定プロセス⁴²と税制改正法(tax act)との

⁴¹ See, Jennifer Wadsworth, “Fight over Absurd ‘Tampon Tax’ Continues in California Court,” Semjoseinside (September 20, 2016).

⁴² See, California Senate, The Budget Process: A Citizen’s Guide to Participation

関係について説明しておく⁴³。

【コラム】 加州の議会システムと予算・税制改正法プロセス

カリフォルニア州(加州)憲法の規定により、加州議会は2院制を採る。下院(Assembly/40人・任期2年)と上院(Senate/80人・任期4年)からなる。ただし、議員は、上下のいずれかまたは上下双方で、総計で12年を超えて務めることはできない。加州議会の会期(session)は、総選挙後の12月の最初の月曜日正午から2年間である(4章2条)。ただし、実際には、開催後ただちに休会、翌年の1月の最初の月曜日に再開される。

加州の財政年度(financial year)は、7月1日から翌年の6月30日までの1年間である。主な予算(法)制定プロセスは、次のとおり。

《主な予算(法)制定プロセス》

- ①4月: 州の各種機関の予算請求をるように求める。
- ②7月9日～9月15日まで: 州の各種機関が州知事に次年度の予算請求を提出する。
- ③9月～10月: 州の各種機関にヒアリングを実施する。
- ④翌年1月10日: 州知事は、州財務省(DOF=Department of Finance)の支援をえて作成した州議会の予算法案(budget bill)を提出する。上下両院には同じものを提出しなければならない。ちなみに、知事が州議会に提出する予算法案には、制度の新設や減税などの政策を実施した場合、歳出規模など財政収支が細かく記載されている。予算パッケージは、大きく裁量的経費(discretionary spending)と義務的経費(permanent or mandatory spending)に分けられる。
- ⑤1月～2月: 各院の予算委員会(Budget and Fiscal Committee)委員長が、それぞれの委員会に州知事提出予算法案を提出する。超党派の視点から、法制分析局(LAO=Legislative Analyst's Office)が予算法案をレビューし、各種報告書を作成・公表する⁴⁴。
- ⑥3月～5月: 各院の予算委員会は、予算法案を、予算項目が関係する各院の小委員会(subcommittee)に送付する。小委員会は、ヒアリングを実施する。ヒアリング後、表決し、予算委員会に送る。
- ⑦5月末～6月15日: 各院の予算委員会は、小委員会からの報告などを精査して、修正した予算法案を作成し、州議会本会議に提出する。(なお、上下両院の予算委員会の評価が一致しない場合には、各院3人が参加した予算両院協議会(Budget Conference Committee)が開催される。予算両院協議会は、不一致

(Senate Publication).

⁴³ カリフォルニア州では、州財務省(DOF=Department of Finance)が予算編成などの事務を所管する。一方、租税の徴収部局は2つに分かれる。1つは、直接税である所得税の査定・徴収事務を所管するフランチャイズ税務委員会(FTB=Franchise Tax Board: FTB)、そして、もう1つは、有体動産の取引を課税対象とする売上税・使用税の徴収、固定資産税などの賦課・徴収事務を所管する平準化委員会(BOE=Board of Equalization) [委員は公選] である。

⁴⁴ 加州の法制分析局(LAO)は、連邦の議会予算局(CBO=Congressional Budget Office)に類似する組織のようにみえる。

の点のみを協議する。ヒアリングは行われぬ。修正予算案を作成・表決に付す。)

⑦6月15日：州議会本会議は予算案を過半数の賛成で可決しなければならない。法案に州知事が署名すれば成立する。州知事が拒否権を発動すれば、両院双方で、3分の2以上で可決しない限り、審議未了となる。なお、州知事は、歳出を削減・両院の承認をえたうえで予算案(budget bill)に署名することもできる。

⑧7月1日：財政年度の開始

≪予算・財政・租税関連常任委員会リスト≫

①歳出委員会・議会上院(Appropriation Committee, California State Assembly)

②歳出委員会・議会上院(Appropriation Committee, California State Senate)

③予算財政審査委員会・議会上院(Budget and Fiscal Review Committee, California State Assembly)

④予算財政審査委員会・議会上院(Budget and Fiscal Review Committee, California State Senate)

⑤予算法委員会・議会(Legislative Budget Committee, California State Legislature)

⑥歳入租税委員会・議会上院(Revenue and Taxation Committee, California State Assembly)

加州議会は2院制で、下院(Assembly)と上院(Senate)からなる。このことから、加州の場合、タンポン課税撤廃法案は、州議会上院議員提出法案(AB=Assembly Bill)と上院提出法案(SB=Senate Bill)から提出される。

②州や地方団体の「予算」とは何か

アメリカにおいて、連邦はもちろんのこと、州や自治体の「予算(budget)」とは、本来的に、「法的な財政計画(legal financial plan)」である、とされる。つまり、予算は法規範または法形式とされる⁴⁵。加えて、予算法が通過しないと、課税することまたは課

⁴⁵ わが国では、予算の性格について、予算行政説、予算法規範説、予算法律説の考え方があり。ここでは、この問題には深く立ち入らない。邦文の分析としては、例えば、安沢喜一郎「アメリカ合衆国の予算制度」法律論叢 30 巻 1 号、櫻井敬子「予算制度の法的性格」会計検査研究 28 号(2003 年)、渡瀬義男「アメリカの予算編成過程と財政民主主義」経済研究年報 27 号(2014 年)、鈴木将覚「米国の予算審議プロセス(1)～米国の予算決議案と歳入・歳出法案の審議」みずほレポート(みずほ総研、2005 年 6 月 15 日)、石村耕治「連邦の租税立法過程および官職政治任用制度の検証」『アメリカの連邦所得課税法の展開』(財経詳報社、2017 年)第 VIII 部所収などを参照。ちなみに、アメリカの場合、連邦も州も「presidential system」をとる。これに対して、日本は、国は「parliamentary cabinet system/議員内閣制」、自治体は「presidential system」を採用する。

税除外とすることはできないとされている⁴⁶。つまり、予算法の承認と、税法改正や起債とは密接にリンクする。

アメリカにおいて、予算編成権は議会にある。このことから、具体的な予算関連法案の作成作業は議会が行うことになる。執行府である州知事は、予算案を議会に提出する。州知事が議会に提出する予算案は、議会における予算審議のスタート台となる。しかし、性格上は、予算要求・政策提言のようなものとみてよい。州知事が提出した予算案を参考に予算法案を策定したうえで、小委員会・委員会・本会議で審査して通過させるのは立法府である州議会である⁴⁷。

言いかえると、州議会が、知事の提出したタンポン取引を非課税とする事項を含んだ予算案を盛り込んだ予算法案を通過すれば、当該事項は、ほぼ議会で承認されたと同じになる。

③加州議会に提出されたタンポン課税非課税関連法案を読む

加州議会には、上下両院に、3年間にわたり、タンポン課税を非課税とする法案が提出された。簡潔に説明すると、次のとおりである。

【図表4】加州議会提出タンポン課税関連法案

<p>①2016年 加州議会2015-16年常会提出⁴⁸</p> <p>・下院法案 1561号(AB1561)[2016年1月4日提出]</p> <p>売上税上、生理衛生用品(sanitary napkins, tampons, menstrual sponges, menstrual cups)を非課税取引にする法案。5年間の時限立法。法案は、州議会下院(2016年8月18日)可決および上院(2016年8月23日)で可決。しかし、当時のブラウン州知事(Governor Brown)が拒否権を発動して頓挫。拒否権発動は、2,000万ド</p>

⁴⁶ See, e.g., *Bashaw v. Bear Creek Valley Authority*, 287 Or. 113, 597 P. 2d 822 (1979).

⁴⁷ See, John Martinez, "Budget Controls and Fiscal Administration," 4 *Local Government Laws* §26:5 (May 2021 Update). なお、連邦の予算プロセスにおける課題は、州の予算プロセスでも共有している。課題は、「予算の法的性格」のみならず、「直接歳出(direct expenditures)と租税歳出(tax expenditures)」、「裁量的経費(discretionary spending)と義務的経費(mandatory/permanent spending)」、「歳出権限(budget authority)と支出(outlay)」、「予算決議(budget resolution)と予算法(budget act)」、「予算充当・承認プロセス(appropriation process)」、「義務的経費の増加を抑制する「PAYGO (pay-as-you-go) ルールや強制削減(sequestration) 財政調整(reconciliation)」などは、州の予算プロセスにまで及ぶ。連邦の予算プロセスの関する文献としては、See, Rebecca M. Kysar, "Tax Law and The Eroding Budget Process," 81 *Law & Contemp. Probs.* 61 (2018); Tim Westmoreland, "Standard Errors: How Budget Rules Distort Lawmaking," 95 *Geo. L.J.* 1555 (2007)

⁴⁸ カリフォルニア州(加州)議会(California State Legislature)は、加州憲法の規定により、会期(session)は、総選挙後の12月の最初の月曜日正午から2年間である(4章2条)。ただし、開催後ただちに休会、翌年の1月の最初の月曜日に再開される。なお、加州の財政年度は、7月1日から翌年の6月30日までである。

ルの減収になることと、予算承認後の非課税枠の創設は不適切であることが理由。

②2018年 加州議会2017-18年常会提出

・下院法案9号(AB9)[2016年12月5日提出/2017年3月28日修正]

売上税上、生理衛生用品(sanitary napkins, tampons, menstrual sponges, menstrual cups)を非課税取引にする法案。恒久立法。この法案では、非課税取扱いを州に限定、地方団体の売上税については継続的に課税取引とする。この法案(AB9)は、議員に不人気で、最終的には廃案。

③2020年 加州議会2019-20年常会

(A)下院法案31号(AB31)[2018年12月3日提出]

売上税上、生理用品(sanitary napkins, tampons, menstrual sponges, menstrual cups)を時限的に5年間非課税取引にする法案。法案は、州議会下院(2020年1月27日)可決および下院(2020年8月23日)で可決。

(B)上院法案92号(SB92)/チャプター34(Chapter34)[2019年]

ニューサム州知事が、州議会に、生理用品を時限的に2年間(2020年1月1日から2021年末まで)売上税非課税にする事項を含む改正予算法案(revised budget proposal/SB92/Chapter34)を提出し、議会両院が2019年6月27日に全会一致で承認、州知事の署名を得て成立。

下院法案31号(AB31)と上院法案92号(SB92)/チャプター34(Chapter34)は、その後両院合同協議会で調整。

④上院法案92号(SB92)の分析

カリフォルニアのニューサム州知事が、州議会上院に提出し、6月27日成立したタンポン物品を課税除外にする項目を含んだ予算関連法案上院92号[予算および財政審査、課税に関する委員会(SB92 Committee on Budget and Fiscal Review, Taxation)]:チャプター34[Chapter 34]⁴⁹の関連部分を抽出し、抄訳(仮訳)すると、次のとおりである。

【図表5】 予算関連法案92号[予算および財政審査、課税に関する委員会]

予算関連法案に直ちに効力を与えるために、政府組織法典(Government Code)15676.2条の追加や廃止、ならびに課税に関して歳入・租税法典(TRC=Revenue and Tax Code)の6041.1条、5041.2条、6041.5条、6203条、6203.1条および7262条を改正し、かつ6363.9条、6363.10条および6487.07条を追加することで歳出承認するための法律

[2019年7月27日に知事が署名]

⁴⁹ [file:///C:/Users/ishim/Downloads/20190SB92_96%20\(2\).pdf](file:///C:/Users/ishim/Downloads/20190SB92_96%20(2).pdf)

[2019年7月27日に州務長官に提出]

●予算関連法案 92 号[予算および財政審査、課税に関する委員会] (抄訳)

(1) 現行法は、州政府内に租税審判所(OTA=Office of Tax Appeals)を設けている。審判所(OTA)は、加州租税・使用料管理省(CDTFA=California Department of Tax and Fee Administration)が所管する各種租税や使用料等やフランチャイズ租税委員会(Franchise Tax Board)が所管する州個人所得税ならびに法人フランチャイズ税および法人所得税に関する審査請求にかかる不服申立ての事務処理を担当している。現行法は、審判所(OTA)内に、3人の行政法審判官(administrative law judges)からなる租税審判部(TAP=tax appeals panels)を設けている。

本法案は、2030年1月1日前までの間、租税審判部(ATO)内に、租税審判部(TAP)に代えて、不服申立人は、次の場合に、1人の行政法審判官から審査を受けられる手続を導入するように求めている。争訟総金額が、過料や使用料等を含めて、加州租税・使用料管理庁(CDTFA)が所管する個人所得税、使用料または過料が5,000ドル以下の場合、加州租税・使用料管理庁(CDTFA)が所管する事業体による租税、使用料等または過料にかかる係争金額が2千万ドル以下の場合、および、過料や手数料等を含む係争総額が5万ドル以下の場合

本法案は、これらの規定に基づいて行政法審判官が下した裁決は先例拘束性を有しないことを定めるものとする。

(2) 現行の州売上税・使用税法は、この州において小売段階で売却した有体動産の売上から得た総収入金額を基に小売事業者に対して、または、この州において保管、使用その他の消費のために小売事業者から購入した有体動産に関しこの州での保管、使用その他の消費に対して、租税を課す。売上税・使用税法は、これらの租税に対するさまざまな非課税措置(exemptions)を規定する。

(A) [前略]

本法案は、2020年1月1日以降2022年1月1日前までの間、次の有体動産に対し、この州における売上から得た総収入金額、およびこの州での保管、使用その他消費にかかる売上税・使用税を非課税とする。乳児、幼児、児童用のおむつ(diapers)、および、タンポン(tampons)、特定の衛生ナプキン(specified sanitary napkins)、生理用スポンジ(menstrual sponges)および生理用キャップ(menstrual caps)のような生理衛生用品(menstrual hygiene products)。本法案は、州財務省(DOF=Department of Finance)に、2020年5月15日以降、仮に本法で非課税としないとしたら、2011年地方団体歳入会計(Local Revenue Fund 2011)に計上されることになる総額を見積もるように求める[以下、略]。

カリフォルニアは、次のように法改正をする
(CALIFORNIA DO ENACT AS FOLLOWS:)

第1条

州政府組織法典(Government Code)に15676.2条を追加し、次のように規定する。

15676.2条

(a)項 15670条(c)項

Section 15676.2 is added to the Government Code, to read:

15676.2条 c 項にもかかわらず、次のいずれかの号に該当する場合には、不服申立てをした者が1人の行政法審判官の審査を受けることを選択できる。

(1) 不服申立てが、財政・租税法典(RTC=Revenue and Taxation Code)第2部パート10(17001条以下)の個人所得税法(Personal Income Tax Law)に基づいて課された租税、使用料または過料の場合で、争点総額が、過料や使用料を含め五千ドル(\$5,000)以下のとき

(2) 不服申立てが、加州租税・使用料管理省が所管する租税、使用料または過料の場合で、次の要件を充たすとき

[以下、第2条～第6条まで邦訳省略]

第7条

第7条 財政・租税法典 6363.9条は、次のように改正される。

6363.9条

(a) 項 2020年1月1日以降、この州における乳児、幼児および児童用としてデザインされた、製造された、加工された、仕上げされたまたは包装されたおむつ(diapers)にかかる売上から得た総収入金額、およびこの州での保管、使用その他消費にかかる売上税・使用税を非課税にする。

(b) 項 本条は、2022年1月1日にその効力を失うものとする。

第8条 財政・租税法典 6363.9条は、次のように改正される。

(a) 項 2020年1月1日以降、この州における生理衛生用品(menstrual hygiene products)にかかる売上から得た総収入金額、およびこの州での保管、使用その他消費にかかる売上税・使用税を非課税にする。

(b) 項 本条にいう「生理衛生用品(menstrual hygiene products)」とは、次のもののみをいう。

(1) タンポン(Tampons)

(2) 衛生ナプキン。ただし、もっぱら生理衛生用としてデザインされかつ表示されたもの

(3) 生理用スポンジ(Menstrual sponges)、

(4) 生理用キャップ(Menstrual cups)

(c) 項 本条は、2022年1月1日にその効力を失うものとする。

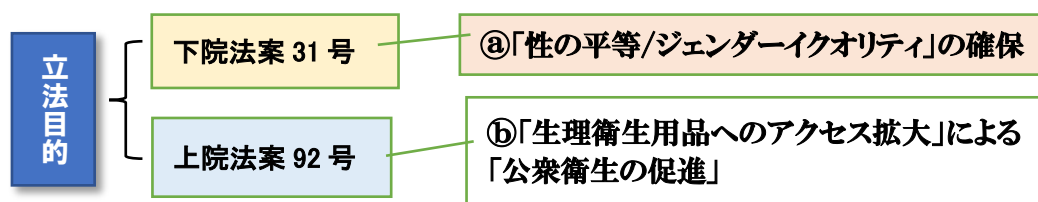
以上のようなタンポン物品に対する非課税措置を盛った法律からわかることがある。それは、加州の場合、非課税措置が、2010年1月1日から2011年12月までの2年間のサンセット法(日切れ法/時限法)になっていることである。当初、議会下院は10年を提案した。その後、州知事室(Governor Newsom's Office)と議会上院が協議し、2年に決めた。日切れ法にした理由は、カリフォルニア州(加州)憲法に、恒久増税をする場合には住民投票が必要なことや、均衡予算(balanced budget)を義務付ける条項があるためである。州知事は、何とか非課税の形は整えた。しかし、2年間の時限措置(サンセット/sunset)ということからもわかるように、この問題に対する消極的な対応に終始した感拭えない。

日(sun)は、2021年末に沈む(set)。再び、日が昇るカリフォルニアにするためには、非課税措置の更新か、この措置の恒久化が要る。カリフォルニア州住民は、減税志向の強い。タンポン物品非課税を更新する、または恒久化するのは、法的にも、政治

的にも必ずしも容易ではない実状にある。

⑤2つの法案の「立法目的」を比べる

下院法案 31 号 (AB31) は、立法目的として、加州税法における「性の平等/ジェンダーイクオリティ (gender equality)」の確保をあげる。これに対して、上院法案 92 号 (SB92)/チャプター34 (Chapter34) は、「生理衛生用品を入手できる機会を広げ、かつ、当該用品にアクセスする機会を広げることにより、公衆衛生を促進すること」をあげる。



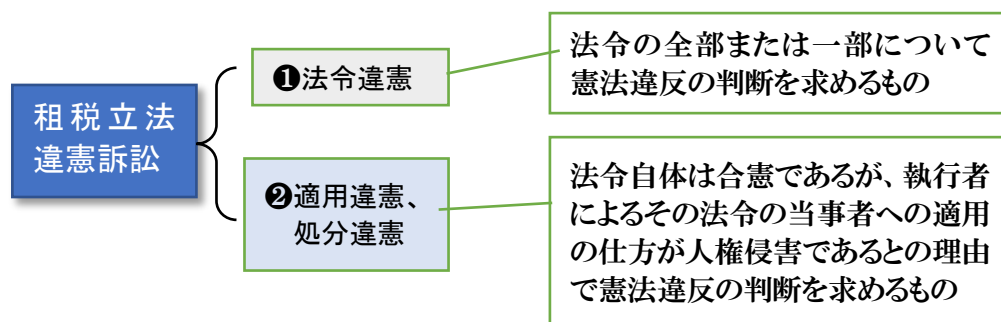
どちらの立法目的にも理があるように見える。しかし、「タンポン課税は憲法違反」を旗印に女性権利擁護運動や裁判闘争を進める側の人たちには、違うくみえる。むしろ、上院法案 92 号の立法目的㊹は、「カリフォルニア税法における性差別的な課税は人権侵害」という争点をはぐらかす、目潰しを食わせる効果があるように見える。

たしかに、生理衛生用品を非課税とする立法目的が、㊸「性の平等/ジェンダーイクオリティ」の確保にあるとすれば、人権侵害を根拠にタンポン課税の違憲性を問う憲法訴訟において、原告側に有利に働く可能性がある。逆に、生理衛生用品を非課税とする立法目的が、㊹「生理衛生用品へのアクセス拡大」による「公衆衛生の促進」にあるとすれば、人権侵害を根拠にタンポン課税の違憲性を問う憲法訴訟には、消極的に作用するおそれもある。

言いかえると、生理衛生用品を非課税とする立法の目的が、㊸「性の平等/ジェンダーイクオリティ」の確保にあるとすると、連邦(合衆国)憲法修正 14 条[法の平等保護 (equal protection clause)] やカルフォルニア州憲法 1 章(権利宣言) 7 条に規定する「法の下での平等保護 (equal protection of laws) 条項」違反を問いやすい。一方、㊹「生理衛生用品へのアクセスの拡大」、「公衆衛生の促進」が目的であるとなると、州住民が憲法訴訟で正義を求め、勝利を収めるのは容易でなくなる。

⑥アメリカの租税立法違憲訴訟の類型

納税者が違憲立法(税法令)訴訟を起こすとする。この場合、納税者には大きく、次の2つの選択がある。



1つは、①「法令違憲 (facial constitutional challenge/ facial invalidation of statutes)」を求める争う方法である。これは、税法の全部または一部について憲法違反の判断を求めるものである。そして、もう1つは、②「適用違憲 (as-applied constitutional challenge)」または「処分違憲」を求める争い方である。これは、税法自体は合憲であるが、執行者によるその法令の当事者への適用の仕方が人権侵害であるとの理由で憲法違反の判断を求めるものである⁵⁰。

⑦タンポン課税違憲訴訟の実際

上院法案 92 号をもとに成立した加州のタンポン課税に対する非課税措置は、2 年間である。この措置の期限が切れて更新されないとする。このため、生理衛生用品に売上税の課税が再開されたとする。そして、女性権利擁護運動家の人たちが、これを不服として、加州を相手に違憲訴訟を起こすとする。この場合、①法令違憲を問う形か、②適用違憲を問う形か、いずれかの選択が可能である。

州の売上税は、小売事業者が納税義務者となる租税である。消費者は、担税者 (tax bearer) の地位にある。つまり、生理衛生用品を買った消費者は、売上税を負担する人 (担税者) であり、払った税金を課税庁に申告納付する小売事業者 (納税義務者) ではない。このことから、生理衛生用品の購入の際に消費者が担税者として負担した税金を、税法が違憲であることを理由に、どのように還付を求めるかについては、訴訟技術の面で精査を要する。これは、消費者 (担税者) が、税法が違憲であることを理由に、いったん払った税金を納税義務者である小売事業者から不当利得であるとして返還請求を求める場合も同じである。公序則を理由に、事業者 (納税義務者) と

⁵⁰ 詳しくは、See, Alex Kreit, “Making Sense of Facial and As-applied Challenges,” 18 Wm. & Mary Bill of Rts. J. 657 (2010); Richard H. Fallon, “As-Applied and Facial Constitutional Challenges and Third-Party Standing”, 113 Harv. L. Rev. 1321 (2000). また、拙論「租税立法 (税法令) 違憲訴訟と立法裁量論」税制研究第70号70頁 (2016年)。わかりやすい解説としては、拙論「租税立法違憲訴訟と立法裁量論」〔石村耕治編〕『現代税法入門塾〔第10版〕』(清文社、2020年) 123頁以下所収参照。なお、わが国においては、アメリカ法での展開を参考にして、法令違憲と適用違憲/処分違憲の分類、定義等について土着の議論展開をみている。わかりやすい解説としては、例えば、山本龍彦「適用審査と適用違憲」〔曾我部真裕ほか編〕『憲法論点教室』37～38頁 (日本評論社 2012年)。

消費者(担税者)という私人間での憲法適用または私人間での違憲を問うような法適用技術の検討が必要になるかもしれない。

もっとも、アメリカにおいては、わが国でいう主観訴訟か客観訴訟かの色分けは、はっきりしない。それに、訴訟適格があるかどうかは、「事件または争い(cases or controversies)」があるかどうかを基準に判断することになっている。この点は、連邦の民事租税訴訟(わが国でいう租税行政訴訟に相当)でも、州の民事租税訴訟でも、変わらない。

いずれにしろ、加州におけるタンポン課税違憲訴訟は、裁判例【ウエンデル 対 フロリダ州財制局(Wendell v. Florida Department of Revenue)事件[2016年]】によると、加州租税・使用料管理省(CDTFA=California Department of Tax and Fee Administration)を被告とする、集団代表訴訟(class action)となるものと解される。また、すでにふれたように、訴訟形態は、①法令違憲を問う形か②適用違憲を問う形となる。

憲法訴訟が提起され、裁判所が違憲審査を開始する場合には、まず、問題とされた税法の立法意思(legislative intent)、立法目的(legislative purpose)を精査することになる。この際に、税法のなかに、女性が使用する生理衛生用品を非課税とするのは「性の平等/ジェンダーイクオリティ」の確保、つまり性差別の解消であると書かれていれば、裁判所は立法者(州議会)の意思を判断しやすい。裁判所は、非課税措置の不継続は、連邦(合衆国)憲法修正14条[法の平等保護(equal protection clause)]およびカリフォルニア州憲法1章(権利宣言)7条に規定する「法の下での平等保護(equal protection of laws)条項」に違反するとの結論を書きやすい。一方、税法のなかに、女性が使用する生理衛生用品を非課税とするのは「生理衛生用品へのアクセスの拡大」、「公衆衛生の促進」が目的であると書かれていると、裁判所は、性の平等/ジェンダーイクオリティを理由に違憲判断をくだすことに躊躇しかねない。ひいては、憲法訴訟で違憲判決を期待する女性権利擁護運動家の人たちにマイナスに作用するのはないか。

⑧予算法の縛りと女性権利擁護運動のはざま

カリフォルニアのニューサム州知事は、州憲法の予算関連条項を優先させ、女性差別課税の典型とされるタンポン課税の完全撤廃には慎重な姿勢を崩さない。この問題の前進に時間がかかり過ぎる。

タンポン課税撤廃を求める女性権利擁護団体は、知事の優柔不断な姿勢には苦言を呈している。そして、2021年末の日切れを待たずに再びタンポン課税撤廃運動を活発化させている。カリフォルニアは、ブルーステート(民主党支持者の多い青い州)である。女性権利擁護団体は一般に、民主党所属のニューサム州知事支持である。しかし、タンポン課税撤廃運動は、超党派の色合いが濃い。民主党支持か、共和党

支持かは深く問わない。

ニューサム州知事は、今まさに、リコール(解職)請求の嵐のなかに身を置いている。コロナウイルスワオーズ(コロナウイルス戦争)への当初の対応が厳格であった割には効果が十分ではなかったし、「出口戦略」の失敗を問う住民からの批判が原因である⁵¹。責任追及はトランプ支持者らの“陰謀”、とのうわさも飛び交う。

●おむつと生理衛生用品売上税時限非課税のお知らせ

カリフォルニア州租税行政省



SPECIAL NOTICE

CALIFORNIA DEPARTMENT
OF TAX AND FEE
ADMINISTRATION
450 N Street
Sacramento, CA 95814

GAVIN NEWSOM
Governor

NICOLAS MADUROS
Director

CDTFA WEBSITE
www.cdtfa.ca.gov

CUSTOMER SERVICE CENTER
1-800-400-7115

CRS:
711

Diapers and Menstrual Hygiene Products Are Exempt from Sales and Use Taxes Effective January 1, 2020 through December 31, 2021

Beginning January 1, 2020 and through December 31, 2021, the sale and use of diapers and menstrual hygiene products are exempt from tax. Accordingly, retailers of these items should not charge or collect sales or use tax on these items during this period.

Senate Bill 92 (Stats. 2019, ch. 34), signed into law on June 27, 2019, provides the exemption for the below products:

- *Diapers* means diapers that are designed, manufactured, processed, fabricated, or packaged for use by infants, toddlers, and children.
- *Menstrual Hygiene Products* means tampons, sanitary napkins primarily designed and labeled for menstrual hygiene use, menstrual sponges, and menstrual cups.

If you are a retailer who sells diapers and/or menstrual hygiene products, you should continue to include your sales of these items in your reported total gross sales on your sales and use tax return. However, you will claim the deduction for these sales on your return as “diapers” and/or “menstrual hygiene products” on and after January 1, 2020 through December 31, 2021.

For more information

If you have additional questions regarding this notice, you may call our Customer Service Center at 1-800-400-7115 (CRS:711). Customer service representatives are available Monday through Friday from 8:00 a.m. to 5:00 p.m. (Pacific time), except state holidays.

⁵¹ ニューサム知事は、厳しい新型コロナウイルス対策を実施したことから、共和党支持の州住民からの批判が強まり、リコール投票が実施された。加州の州務長官は2021年4月26日、知事のリコール(解職請求)の発議に必要な署名数に達したと発表した。署名数はおおよそ162万件で、リコールに必要なおおよそ149万件を超えた。ニューサム知事は26日、ツイッターで、トランプ支持者、共和党主導のリコール運動に反発した。リコール投票は11月までに実施される方向である。投票では、解職にYESか、NOか、そしてNOの場合は、候補者リストから選ぶことになっている。See, Ronald Brownstein, *The Trouble With the Gavin Newsom Recall*, *The Atlantic* (May 13, 2021).

●むすびにかえて～わが国で問われるタンポン課税への対応

タンポン物品は、世界の人口の半数を占める女性が、毎月おおよそ 1 週間、30 年間の使用が不可欠となる。女性 1 人あたり一生涯でおおよそ 12,000 タンポン物品を消費することになると見積もられている⁵²。タンポン課税をめぐる欧米の女性権利擁護運動ないし納税者運動では、この種の課税は制度的な性差別的課税 (tampon tax is systematic discrimination against women and girls) の典型であると主張する。

ところが、わが国の納税者の権利運動では、タンポン課税に関する議論は皆無に近い常態にある。タンポン製品 (生理衛生用品) への 10% での消費課税は当たり前、ほとんど異論がない。「生理の貧困」解消を求める女性権利擁護運動家からも、“タンポン課税ストップ!” の声は聞こえてこない。

オバマ米元大統領のことばを借りれば、原因は、まさに「生理を体験できない男たちに支配されているからではないか？」

課税庁や税理士会などが各地で進める「租税教育」の“質”、「ジェンダー感覚の欠如」が問われている。

租税論や租税法、こうした学問に関連するわが国学界にも問題がある。口では男女平等の呪文を唱えるものの、まったく実践が伴っていない。租税論や租税法は、「男の学問 (male-dominated science)」あるいは「性差別に盲目的な学問 (gender-blind sexism science)」から脱していない。まず、わが国で「課税の公平」、「課税の中立性」などを机の上で勉強する「タックスジャスティス/租税正義」を問う研究者などに対する「ジェンダー」義務教育が要る。

わが国政治家から性的少数者 (LGBT) をめぐり公式の場で「生物学上、種の保存に背く。生物学の根幹にあらがう」といった趣旨の発言が出てくるのには驚く。違和感を覚える。しかし、この種の発言を機に、租税や租税法の研究者は、自己の学問のスタンスについて自問自答してみる必要がある。納税者の権利運動家に対しても同じことを問いたい。この種の発言に暗に同調する結果になっているのではないか。

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラムのような納税者団体は、タンポン課税問題の重さを認識しなければならない時期にきている。わが国は、タンポン物品への課税問題に真摯に向き合わないといけない。でないと、それこそ世界から「タンポン課税敗戦国」のレッテルが貼られるはずだ。コロナ禍で「ワクチン敗戦国」と名指しされただけではすまない。

TC フォーラムのような納税者団体は、久しく憲法を基軸に活動をしてきている。ところが、課税における「性の平等/ジェンダーイクオリティ」の確保が、憲法問題である

⁵² See, Susan Dudley *et al.*, “Tampon Safety,” National Center for Health Research (last visited <https://www.center4research.org/tampon-safety/>)

との認識が不足している。税制における性差別解消に向けた新たな学習が要る。

消費課税における「性の平等/ジェンダーイクオリティ」を確保するため理論構成、を急がなければならない。どう性差別課税を解消するかの理論づけが、女性が使用する生理衛生用品に対する課税撤廃に向けた運動には必要不可欠だからである。

生理衛生用品が国税である消費税の課税対象あるいは課税対象外とするには、どのような政策の選択が考えられるのであろうか。

最後に、これまでのつたない分析をもとに点検してみる。

アメリカの場合、連邦(国)レベルでの付加価値税(VAT/GST)を導入していない。消費課税は一般に、単段階の売上税の形で州および地方団体レベルで導入している。しかし、わが国やEU加盟国をはじめとして多くの諸国では、国レベルで多段階の付加価値税(VAT/GST)を導入している。

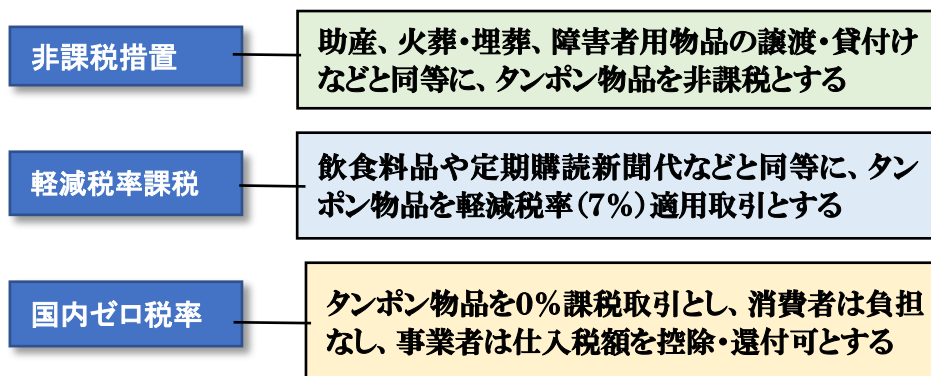
EU その他多くの諸国では、付加価値税を導入し、どちらかといえば、生活必需物品やサービスに対する過度な課税を避ける視点からタンポン物品に対する課税を撤廃ないし軽減する対策を講じている。対応策は国により異なる。主な措置をあげれば、非課税、軽減税率の適用、ゼロ税率の適用の3つである。

これら付加価値税(VAT)でタンポン課税対応策をする諸国に特徴的なことがある。それは、タンポン課税は性差別的な課税であるとの認識はあるものの、憲法違反を理由とした裁判闘争がほとんどないことである。

わが国においてタンポン課税撤廃を政治に求めても、この国の政治風土では、政治、つまり立法府が機敏に対応するとは期待しがたい。租税立法が実質、行政府に握られている常態だからである。となると、アメリカのタンポン課税違憲訴訟のような裁判(法廷)闘争、司法の活用も考えられる。司法の活用という面からみると、アメリカ諸州におけるタンポン課税違憲訴訟の理論と実務は、わが国に多いに参考となる。

いずれにしる、タンポン課税は性差別課税であり、その撤廃を運動論からはじめるのか、それとも違憲訴訟からはじめるのか、さらには同時並行ではじめるのか、慎重な選択が求められる。

【図表6】わが国での性差別的なタンポン課税緩和手法の選択



わが国の消費税法では、社会政策的な観点から、助産、火葬・埋葬、障害者用物品の譲渡・貸付けなどを非課税としている。したがって、タンポン物品をこのカテゴリーに入れて非課税取引とするのも一案である。また、飲食料品や定期購読新聞代と同様の課税取扱い（軽減税率課税）とするのも一案である。加えて、国内ゼロ税率（domestic zero-rate）対象の取引とするのも一案である。現在、わが国では、ゼロ税率は、輸出免税だけがその対象となっている。タンポン取引を免税とすることで、輸出免税に加え、国内ゼロ税率導入の契機とすることもできる。イギリス、カナダ、オーストラリア、アフリカ諸国など旧英国領諸国での、タンポン物品への国内ゼロ税率の適用に学ぶのも一案である。

現実の政治の場では、常に妥協を迫られる。タンポン課税問題については、着地点を探りながら賢い運動を展開する英知とリーダーシップが求められる。

（2021年6月9日）